

令和7年度
介護サービス事業者等集団指導
(医療系居宅サービス編)

令和8年3月19日

旭川市保健所 医務薬務課



1 指導事例（訪問看護）

内容及び手続の説明及び同意

- 訪問看護の提供の開始について利用申込者から得る同意は、利用者及び訪問看護事業者双方の保護の立場から書面によって確認するようにすること。
- 訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者の同意を得たことが確認できる書面を保管しているが、これについては、利用申込者に交付して説明した文書と一体化した書類とすることにより、利用契約した内容及び同意を得た内容を明確にしておくこと。
- 訪問看護利用契約書において、利用者等の署名日が訪問看護の提供開始後になっているものが見られたため、実際に訪問看護の提供について説明し同意を得た日付が分かるよう、記録を整備すること。
- 訪問看護利用契約書において、契約期間の記載漏れが見られたため、不備のない書類の作成・保存に努めること。
- 重要事項説明書について、利用申込者の署名欄を設け、書面により同意を確認しているが、併せて日付（同意年月日）の記入欄を設けるなど、訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、説明を行い同意を得たことが分かるよう、記録を整備すること。
- 重要事項説明書について、説明年月日の記載が漏れている事例があったため、契約書等は適正に作成すること。

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

- 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画書に沿った訪問看護計画書の作成や訪問看護の提供が必要であるため、居宅サービス計画書の内容は必ず確認すること。（前回の居宅サービス計画書と変更がない場合でも、出席したサービス担当者会議の記録を残し、それが確認できるよう居宅サービス計画書（写し）を保存するなど記録を整備すること。）



1 指導事例（訪問看護）

サービスの提供の記録、記録の整備

- 居宅サービス計画上は看護師が訪問することとされていて、事業所の事情で看護師と准看護師の2人が利用者の居宅を訪問し、看護師が訪問する場合の所定単位数を算定した場合について、サービス提供記録（訪問看護記録書）の訪問看護職員として、准看護師の氏名のみ記載している事例が見られたため、記録は正確に行い、かつ、それを保存することについて、記録者が注意するだけでなく、事業者としてチェックできる体制を整備すること。
- 訪問看護（特に看護業務の一環としてのリハビリテーション）を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を訪問看護記録書に記録すること。

主治の医師との関係

- 訪問看護指示書の内容に疑義等がある場合は、主治医と連携を図り必要な修正を求めるなど、訪問看護計画書の作成に当たっては、主治医の指示を踏まえた内容となるよう注意すること。
- 訪問看護指示書における訪問看護指示期間について、指示書の交付年月日以前の日付となっている事例が見られたため、訪問看護計画書の作成や訪問看護の提供に支障がないよう主治医と連携を図り適切に対応すること。



1 指導事例（訪問看護）

訪問看護計画書の作成

- 訪問看護の提供は訪問看護計画書に基づき行われるものであるため、訪問看護計画書は、初回のサービス提供前に作成し、その主要な事項について利用者に説明し、同意を得ること。
- 訪問看護計画書の内容について利用者から得た同意は、利用者及び訪問看護事業者双方の保護の立場から、書面により確認するようにすること。
- 訪問看護計画書の内容についての同意を確認するための利用者署名が得られない場合の記録の方法（代筆の取扱いを含む。）について整理し、適切に対応すること。
- 訪問看護計画書に記載された利用者の署名日が、同計画書に基づく訪問看護の提供後になっているものが見られたが、利用者の事情で署名が遅れた場合は、実際に訪問看護計画について説明し同意を得た日付が分かるように記録を整備すること。
- 訪問看護計画書の作成に当たっては、居宅サービス計画書に沿ったものとなるよう、利用者の要介護度についても確認すること。
- 訪問看護計画書の計画期間及び作成日について、誤りがないよう注意すること。
- 訪問看護計画を変更した場合は、利用者の同意を得た、変更後の計画書を保存しておくこと。
- 訪問看護計画書は、計画期間終了後も（契約終了により一連のサービス提供が終了した日から2年間）保管しておくこと。

訪問看護報告書の作成

- 訪問看護報告書の作成日の誤記が見られたため、不備のない書類の作成・保存に努めること。



1 指導事例（訪問看護）

管理者の責務、勤務体制の確保等

- 看護師等の月ごとの勤務表には、非常勤の看護職員も記載し、管理者は従業者の管理を適切に行うこと。
- 看護師等の月ごとの勤務表において、管理者が看護職員を兼ねる場合は、それぞれの職務に従事する時間を区分し、日々の勤務時間や兼務関係を明確にすること。

勤務体制の確保等

- 看護師等の資質の向上のために行う研修（業務継続計画に係る研修及び訓練、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練並びに虐待防止のための研修を含む。）は、非常勤職員を含めた全員が受講できるよう実施し、職員教育を組織的に行うこと。
- 適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。

業務継続計画の策定等

- 策定した業務継続計画に従い、必要な措置として、看護師等に対して年1回以上定期的に研修及び訓練（シミュレーション）を実施すること。また、当該研修等の実施内容は記録すること。
- 業務継続計画に従い講じる措置に関し、研修と訓練（シミュレーション）の位置付けを明確にし、それぞれを実施したことが分かるよう記録を整備すること。



1 指導事例（訪問看護）

衛生管理等

- 看護師等の健康状態の把握と看護師等が感染源となることを予防するため、健康診断は全ての職員（管理者や法人役員が訪問看護に従事する場合は、その職員を含む。）について実施すること。
- 手洗い場に設置するタオルは、感染予防の観点から、ペーパータオルにすること。
- 手洗い場に設置しているペーパータオルは、感染予防の観点から、平置きするのではなく、上から下に引き抜いて使用できるように設置するなど、適切な環境を整えること。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、おおむね6月に1回以上定期的に開催すること。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針について、報告先行政機関名が記載されていないなど、発生時の対応として規定した事項に不明瞭な箇所が見られたため、内容を見直し整備すること。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策検討委員会と職員研修・訓練を同日に実施した場合は、それぞれを開催・実施したことが分かるよう記録を整備すること。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修について、実施した場合は、その内容を記録すること。

掲示

- 運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム）に掲載すること。
- 運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、事業所の見やすい場所に掲示する、又は、利用申込者等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けること。



1 指導事例（訪問看護）

苦情処理

- 苦情処理については、その相談窓口だけではなく、処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要も明らかにしておくこと。

虐待の防止

- 虐待防止検討委員会と虐待防止のための研修を同日に実施した場合は、それぞれを開催・実施したことが分かるよう記録を整備すること。

各種加算

- 各種加算（複数名訪問加算、緊急時訪問看護加算等）の算定について、利用者又はその家族等から得た同意は、利用者及び訪問看護事業者双方の保護の立場から、書面により確認するようにすること。
- 各種加算の算定に当たり使用している同意書の様式について、同意しない場合の記載方法を検討し、同意の有無が明確になるよう整備すること。

訪問看護費

- 准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定すること。

【根拠】平成12年2月10日厚生省告示第19号



1 指導事例（訪問看護）

高齢者虐待防止措置未実施減算

- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を提出の上、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。

【根拠】平成12年2月10日厚生省告示第19号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「老企第36号」という。）第2の4(9)

複数名訪問加算

- 複数名訪問加算の算定に当たっては、2人の看護師等が同時に訪問看護を行う事情を訪問看護記録に記載するなど、算定要件を満たしていることが分かるようにしておくこと。

【根拠】平成12年2月10日厚生省告示第19号

老企第36号第2の4(12)

同一敷地内建物等居住者減算

- 訪問看護事業所と同一の建物等に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定すること。

【根拠】平成12年2月10日厚生省告示第19号

老企第36号第2の4(14)



1 指導事例（訪問看護）

緊急時訪問看護加算

- 緊急時訪問看護加算を算定し、緊急時訪問を行った場合において、1月以内の1回目の緊急時訪問について早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定しないこと。

【根拠】 老企第36号第2の4(18)

ターミナルケア加算

- ターミナルケア加算の算定に当たっては、看取りを含めた終末期看護に係る計画を明確にし、利用者及びその家族等に対して説明を行うとともに、終末期の身体状況の変化、療養や死別に対する利用者等の精神的な状態の変化やこれに対するケアの経過などターミナルケアの提供に必要な事項を適切に訪問看護記録書に記録すること。

【根拠】 老企第36号第2の4(21)

理学療法士等の訪問による減算

- 訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問について、当該事業所における前年度の理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合は、1回につき8単位を所定単位数から減算すること。

【根拠】 平成12年2月10日厚生省告示第19号

老企第36号第2の4(4)



1 指導事例（訪問看護）

初回加算

- 初回加算について、医療保険の訪問看護に続けて介護保険の訪問看護を行った場合は算定しないこと。
- 初回の訪問看護を行った日が病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日でない場合は、初回加算（Ⅰ）ではなく初回加算（Ⅱ）を算定すること。

【根拠】平成12年2月10日厚生省告示第19号

老企第36号第2の4(25)

退院時共同指導加算

- 退院時共同指導加算の算定において、退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録すること。

【根拠】老企第36号第2の4(26)

サービス提供体制強化加算

- サービス提供体制強化加算の算定において、作成する研修計画は、事業所の従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修のための勤務体制の確保を定めるとともに、従事者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を従事者ごとに定めた計画とすること。

【根拠】老企第36号第2の4(30)



1 指導事例（訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）

訪問リハビリテーション計画の作成

- 訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者に対して説明し、利用者の同意を得ること。また、その同意については、利用者及び訪問リハビリテーション事業者双方の保護の立場から、書面により確認するようにすること。
- 訪問リハビリテーション計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付すること。

業務継続計画の策定等

- 策定された業務継続計画に、内容として不十分な箇所が多く見られたため、事業所の実態に応じた当該計画を早急に整備すること。

サービスの提供の記録、記録の整備

- リハビリテーション実施記録において、理学療法士と介護職員とで日にちの記載が異なる事例や、支援経過記録におけるサービス担当者会議の開催日の記載漏れが見られたので、正確な記録の整備に努めること。

通所リハビリテーションの具体的取扱方針、記録の整備

- リハビリテーション指示箋において、記載日（指示日）が「発症日」の欄に記載されているため、指示日が明確となるよう様式を見直すなど、適切な記録の整備に努めること。

非常災害対策

- 非常災害に関する具体的な計画（火災、地震、風水害等を含む災害に対処するための計画）を整備するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。



2 ホームページ案内

介護保険事業者
(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院)の皆様へ

旭川市
ASAHIKAWA CITY

くらし イベント 観光 事業者向け 施設一覧 市政情報

保健所 医務業務課 担当ページ一覧

ガイドナビを開く

くらし

健康・生活習慣を知る・学ぶ

健康・体の相談

感染症

[旭川市骨髄等ドナー助成について](#)
[医薬品成分を含有する製品の意見について（注意喚起）](#)
[医療機関の適切な受診について](#)
[医療や薬に関するお知らせ](#)

[新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットを販売する薬局等について](#)
[出産や手術で大量出血等をした方へ](#)
[旭川市医療安全支援センターについて](#)

[電話や情報通信機器を用いて診療（歯科診療）を実施する医療機関の一覧について](#)

事業者向け

お知らせ

申請・届出

お知らせ

[自己点検一覧表](#)
[令和5年度集団指導について](#)
[介護保険事業者\(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院\)の皆様へ](#)

[令和7年度介護保険サービス事業等に係る各種通知等（保健所医務業務課所管分）](#)
[令和6年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について](#)
[令和7年度介護職員等処遇改善加算の届出について](#)
[令和6年度介護保険サービス事業等に係る各種通知等（保健所保健総務課所管分）](#)
[令和5年度介護保険サービス事業等に係る各種通知等（保健所保健総務課所管分）](#)

[【令和7年度】通知等\(医療提供施設向け\)](#)
[あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師が従事する施術所向け](#)
[歯科技工所向け](#)
[歯科技工所一覧について](#)
[電話や情報通信機器を用いて診療（歯科診療）を実施する医療機関の調査について](#)
[【令和6年度】通知等\(医療提供施設向け\)](#)
[【令和5年度】新型コロナウイルス感染症関連通知等\(医療提供施設等向け\)](#)
[【令和5年度】通知等\(医療提供施設等向け\)](#)
[【令和4年度】新型コロナウイルス感染症関連通知等](#)

保健所医務業務課担当ページ一覧

チャットに質問



2 ホームページ案内

旭川市

ASAHIKAWA CITY

[くらし](#) [イベント](#) [観光](#) [事業者向け](#) [施設一覧](#) [市政情報](#)

[ホーム](#) > [事業者向け](#) > [健康・福祉・子育て・学校](#) > [高齢者・介護保険](#) > [申請・届出](#) > 介護保険事業者(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院)の皆様へ

[ガイドナビを開く](#)

[介護保険事業者\(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院\)の皆様へ](#)

情報発信元 保健所 医務業務課 | 最終更新日 2025年7月8日 | ページID 001728 | [印刷](#)

お知らせ(介護サービス事業等に係る各種通知等)

- [令和7年度介護保険サービス事業等に係る各種通知等\(保健所医務業務課所管分\)](#) (令和7年4月11日更新)
- [令和6年度介護保険サービス事業等に係る各種通知等\(保健所保健総務課所管分\)](#) (令和7年1月10日更新)
- [令和5年度介護保険サービス事業等に係る各種通知等\(保健所保健総務課所管分\)](#) (令和5年3月29日更新)
- [令和4年度介護保険サービス事業等に係る各種通知等\(保健所医務業務課所管分\)](#) (令和5年3月2日更新)
- [令和3年度介護保険サービス事業等に係る各種通知等\(保健所医務業務課所管分\)](#) (令和4年3月24日更新)
- [令和2年度介護保険サービス事業等に係る各種通知等\(保健所医務業務課所管分\)](#) (令和3年3月31日更新)
- [令和元年\(平成31年\)度介護保険サービス事業等に係る各種通知等\(保健所医務業務課所管分\)](#) (令和2年3月13日更新)

※このほか、[介護サービス事業者向けトップページ\(福祉保険部指導監査課\)](#)もご確認ください。

新型コロナウイルス感染症関連

[介護保険施設及び介護保険サービス事業所向け新型コロナウイルス関連通知等](#) (令和5年2月1日更新)

※介護保険施設及び介護保険サービス等事業所向けの新型コロナウイルスに関する通知等(人員基準等の臨時的な取扱いについてを除く。)をまとめて掲載しております。随時確認いただき、適切に対応していただきますようお願いいたします。

[新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて](#) (令和4年2月9日更新)

※介護保険施設及び介護保険サービス等事業所向けの新型コロナウイルスに関する通知等のうち、「人員基準等の臨時的な取扱いについて」を抜粋しております。随時確認をお願いします。

[新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等\(厚生労働省\)](#) (新しいウィンドウが開きます)

[社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル\(高齢者・障がい事業者用\)](#) の発行について

[新型コロナウイルス感染症への対応について\(PDF形式 77キロバイト\)](#)

[感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の対応について](#) (令和3年3月24日更新)

介護保険最新情報

[介護保険最新情報掲載ページ【厚生労働省】](#) (新しいウィンドウが開きます)

介護保険サービス事業者の指定及び指定更新事務に係る手数料について

介護保険サービス事業所の指定申請(許可)・更新事務について、手数料を負担していただいております。

また、指定申請及び指定更新についての事務手続きを次のように定めておりますので、御確認をお願いします。

[介護保険サービス事業者の指定及び指定更新事務に係る手数料について](#)

(福祉保険部指導監査課の担当ページに移動します。)

[介護保険サービス事業所の指定及び指定更新事務について](#)

介護保険事業者
(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院)の皆様へ

